

茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会 事前意見について

(茅ヶ崎市老人憩の家 浜須賀会館)

1. 評価できる点

- 事業計画における施設の管理、運営、危機管理の面において、現実的であり、かつ効率的・効果的な取り組みである点
- 運営に必要な様々な規定等を整備している点
- 平成17年（昭和59年運用）からの指定管理者として運用実績があり、地元で根付いた施設運用をしている点
- 今まで行っていなかった、老人憩の家として、自主事業をやろうとしている点

2. 改善を要する点

- 少子高齢化社会の到来を受け、今後さらなるニーズの把握に努めていく必要があると考えます。
- 新しい利用者を増やすこと（既存の利用団体、利用者以外の方々）に対する取り組み（お祭りなど）を通じて、どのような成果（人数、居住地、満足度、来場動機）がでたのかを把握してください。
- 既存利用者に対する利用者アンケート等によるニーズ把握と、それに基づく運営改善を行い、報告を行ってください。
- 広く市民に対して、コミュニティセンターの活動・内容が伝わるように、インターネット（HP,SNS,ML など）やポスター、チラシなどを通じた情報発信を行ってください。
- 主体的な市民、活動団体による持続的な活動を促すために、利用者・団体自身がインセンティブを感じて、老人憩の家の運営に参画することを促し、そのための必要な情報提供、意識啓発、人材育成、具体的な活動におけるまきこみなどを行ってください。
- 現在の就業規則では、法定の記載項目に対し、不足があります。
- 収支計画書の消費税が過大計上されています。

3. その他

- 委託における複数社の見積聴取について、その対象となる聴取先はどのようになっているのですか。落札率、入札額の状況はどのようになっているのですか。
- 提出書類について
 - ・賃金台帳の調整は、労働基準法に定められている項目を満たすものと考え、この度提示されたデータは、賃金計算結果（控除の有無も労働時間も不明）です。
 - ・事務員の雇用に関する規定も1ページ分しか提出されていません。